

論文の内容の要旨

論文題目 行政決定の実相と裁判所の審査態度：
行政過程を通して見た法適用の合理性
氏名 上床 悠

営業の許可や業務停止命令のような行政処分は法律の適用として行われなければならない、とする考え方が行政法学では一般にとられている。では、そこで言われている「法律の適用」とはどのような行為なのだろうか。日本法学では、これを、a.法の解釈、b.事実の認定、c.法上の要件への事実の包摂という三段階からなるものと考えている。本論文はまず、基礎法学の文献の内容を概観しながら、法適用という営みにつきそのモデル的認識を得ようと試みる。ただし基礎法学の文献では、法適用は法廷で司法的に行われる、ということが前提されていることに注意する必要がある。行政による意思決定は法廷で司法的に行われていないのである。意思決定者としての行政の存在を認めるとき、その行政は実際に法適用者であるのか、それ以外の意思決定方式を用いるべきではなくただ法適用の方式を用いて意思決定を行わなければならないのか、ということは別個の問題として考察を要する。

ある事実状況の下における法適用という営みについては、実はそこでは直感的な、あるいはイデオロギー的な結論発見が先に行われており、法の解釈適用という作業は実は行われていないのではないかと、とする批判が見られる。近年の基礎法学では、少なくとも得られている結論につき事後的に法適用として正当化できないような決定は法適合的なものとして支持することができない、とする指摘が見られる。これと同じ問題を行政過程内においても考えることがで

きる。すなわち、行政処分等の行為は、少なくとも事後的に法適用の形式をもって正当化することができなければ適法な行為と認めることができない、ということである。この要請は行政手続法の制定以降日本法に完全に定着したと考えることができるだろう。その上で次の問題として、行政の中で事前的にも意思決定は法適用として行われるべきか、という問題を考えることができる。

行政の実態に関する研究を行う隣接諸学問では、意思決定を事前に定められた法規範に基づいて行われるものである、という観点が充分に取り扱われているようには見受けられない。そこではしばしば合理的な意思決定ということが大きな論点として研究されている。行政法学は、それらの合理的な意思決定論から大いに示唆を受けることもできるであろうが、逆に法の適用としての意思決定論の考え方を詳細に叙述するということを通じて行政研究全体への貢献ができるのではないか。本論文第一章は、行政における意思決定ということの問題とし、法学的な法適用論、法ないし規範の適用としての意思決定論並びに隣接学問における意思決定論の内容をとりまとめることに努める。

本論文第二章は、現実の行政過程において、意思決定はどのように行われているかという論点にかかわる事例研究を試みる。そこでは、行政処分の決定は少なくとも部分的には、第一章で検討した法学的な方法論と近しく、法律に根差した諸規範の適用作業として行われている、ということをサポートする証拠を見出すことができた。行政処分は、適用すべき法律がある程度明確な状況下で、その法律の詳細化・具体化としての解釈と、法律要件に対応する事実の認定との結果として行われている。もっとも、解釈の結果としての・法律それ自体ではない要件を絶対視し行政が法律と向き合うことを忘れてしまう危険性がしばしばあらわれることがある。逆に適用が求められている法律への該当性を検討するだけでは時として不十分なのであって、一般的規定や不文の法規範などを総合して適用すべき法を見出すことがしばしば行政に求められる、ということにも注意しておかなければならない。

しかし、解釈作業の結果出力されてきたものはあくまで法それ自体ではない、という大原則は、行政事務処理において大きな不安定性を帰結することとなりかねない。行政事件訴訟を取り扱う裁判所に常に自らの権限で法の解釈適用を行う力が留保され、行政過程には建前上法の有権解釈が一切ないこととなるからである。この問題に関連して、論文第三章では、カナダ判例法を対象とした比較法研究を行うこととする。カナダ行政法では、法解釈の少なくない部分及び裁量決定につき、行政が行った決定・法の解釈適用に対して裁判所が一定以上の敬讓の姿勢を示す、とする法理が確立されているからである。法律上の要件に関しては行政の解釈が合理的である限りこれを覆すことをしない。裁量決定に関しては、原則的に行政決定が得られるに至ったことの説明として支持可

能な正当化がなされているかを追試することとし、決定が合理的である限りこれを覆すことをしない。ここにおいて、行政による法適用作業は裁判上特別な注目を受けるべきものとしての位置付けを得ることができるのである。ただし、合理性の審査基準に対して、決定が法的に正確と評価できるものでない限りこれを是認することができない正確性の基準という審査基準があることも認識しておく必要があるだろう。このような敬讓の法理並びに裁判所による行政決定への審査態度についてとりまとめることが第三章の課題である。

より具体的には、合理性の基準に関して比較的詳細に検討・紹介を進めていく。決定が不合理になるのはどのような場合であるか、とりわけ裁量決定に関しては不合理性の一徴表として考慮すべき事情を考慮しなかったときを挙げるができるが不考慮はどのように認定することができるか、等の論点に関する具体的な裁判例が見られる。また、考慮すべき事情がそれぞれどの程度の比重を持つかという重み付けの権限は原則として行政の側にあると言われる。裁判所の審査は重み付けにつき自ら再評価して新たに決定を行うものであるべきではない、と言われるのである。かような問題は、翻って日本法・判例においても問題とされることがあるものであり、示唆を得ることもできるのではないかと考える。

第四章では、前章の比較法研究から得られた結果を用いつつ、改めて日本法・日本行政における法の解釈適用並びに事案処理について総括する。簡潔に示すと、個々の事件における意思決定が、予め定められた法律に根差す規範の適用作業であるとき、まずはその規範が合理的であることの説明責任が行政に課されると考えるべきである。規範が合理的であるならば、裁判所はそれを置き換えるような法解釈を進んでとるべきではない。このとき、行政と裁判所との間で法適用の分業が行われることとなる。

行政現場で事務を担当する者が法に精通しており、独力ですべての決定を法に定礎することができることこそが理想的であるようにも思われる。しかし、そのような要請を一般的に課すことは可能なのだろうか。とりわけ法律の解釈ないし適用に関する新判例が裁判所から出たような場合、全ての現場担当者がこれに取り組んで正確な法的分析・把握を行うようなことはやや困難であるのではないか。行政部内でも一定程度の分業を行わせること、法律並びにそれに関連する法的諸規範の解釈という作業もまた現場から切り離して分業の対象とするということは、実際の日本の行政過程ではよく見られる現象ではあるが、ある程度までは正当化することができるように考えられる。行政を全体として見たときにどのように内部で法適用が分業されていくのか、あるいは、どのような分業の下では総体的な行政として適確な法の解釈・具体化、そして法適用を行うことができるだろうか。本論文末尾では、このような問題に関しても若

千の展望をすることを試みたい。